

中央大学大学院 和智博雄

亀田郷土地改良区調査に関する事実関係の質問から始められ、討論は農村自治の主体を中心におこなわれた。

報告のなかで報告者は、農村自治の担い手における主体性ということを特に強調、また研究者の、運動に対する価値的志向とともに関連して、農村自治は単なる矛盾への「対応」にとどまることなく、自治的農村、「農村コミュニティ」の形成という展望を視座に入れることによって、主体の問題がもっと鮮明になるのではないか、と問題提起した。それについて安原会員から、「対応ということばの理解のしかたに違いがあると思われるが、やはり具体的な問題への対応のなかに、現実に即した展望も出てくるのではないか」との発言があった。

報告に関連して小池会員から「市民」概念についての質問が出されたが、それに對して報告者は次のように答えた。「ピュルゲルには、『市民』という訳語があてられてはいるが、平田清明らによると、元来そこには二つの意味がこめられていた。一つは市民社会における私的所有を前提としたブルジョアであり、もう一つは公的権力の主体としてのシトワイヤンである。そしてこのシトワイヤンを自分たちにとりもどすことが、『市民自治』につながっていく。」小池会員から重ねて、具体的な「市民自治」の理解について疑問が表明

され、報告者はその回答のなかで、「現実に『市民自治』をどうつくつていくか」ということまではまだわからないが、少なくとも龜田の現実はこの理念にはほど遠いと思われる、と述べた。

このような論点について、島崎会員から次のような発言があった。「古典的な地方自治というものは、一般的にはイギリスを典型として考えられてきた。いきなり現代日本の現実をそこに引きつけて論じるには無理がある。農地改革によってつくりだされた農民を簡単に小ブルジョアなどと表現していいとは思わない。もっと具体的に農民をとりまく矛盾を事実としておさえることが前提で、いきなり歴史的段階も何もかも異なる理念と現実を結びつけて論じるのはむずかしい。」報告者は、このような『市民自治』の問題を出して来たのは、「自治の担い手についてはよく言われているが、主体性形成についてはあまり言わっていないので、問題提起とする趣旨だった」と述べた。

次に、農民のなかのどのような層が農村自治の主体と考えたらよいかという問題が出されたのに対し、島崎会員は、「いきなり自治の主体を論ずる前に、やはり戦後日本の農村においてどのような意味の自治が問われるのかが、まず問題になるだろう。」と述べ、東会員からの農民層の動向に即しての質問に対し、「一部上層農と質労働者化していく層とのそれぞれの生産・生活上の諸問題と要求とをおさえ、その二つの層の接点がどうもたれ、要求がどこに向かうべきかということを考えねばならない。(それは基本的にはやはり土地の管理を根底におくことで見出されるべきであろう。)

そこにおいて初めて、今日農村における限定つきの自治とその主体形成の問題も考えられるものと思う」と説明を敷衍した。安原会員から「農民自治と農村自治のどちらに力点があるか」という質問がだされ、報告者は、自分の関心としては農民自治を考えているわけだが、現在の龜田郷では、現実の問題解決として非農家をふくんだ農村社会を考えざるを得ないと思うと述べ、島崎会員からこの問題に関連して「主体としての農民の自治が論議されるとても、その農民自治を通して現実に問われているのは農村自治である。以前にも投稿したことがあるが、原理的に農村＝自治にある種の矛盾が含まれているという問題点を考慮にいれておく必要がある」という考え方が出された。

最後に、以上のような討論経過をふりかえって苦干感想をつけ加えさせていただきよう。

「混住化」している農村は、いかなる意味で農村であるのかといふ問題と、そこに生産・生活する住民はどのような社会的存在として把握できるかという問題とが、「農村自治」ということばのなかにわかちがたく結びついてでてくる。自治の主体形成を問題にする場合に、その自治の枠組としての農村社会における生産・生活上の諸矛盾の究明が、同時に自治の主体は誰なのかという基本的な課題への手がかりを与えることになるであろう。また、その方向にそつてのみ建設的な自治及び自治の主体形成の描出が可能となるのではないか、単に古典的な市民概念から直接的に類推し、その地方自治の農村版といった観念によってではなく、日本農村の現実把握にそ

つてのみ、農村における自治への展望が開かれるだろう。

理論と現実把握を統一しつつ、それを運動に具体化していく過程において、理念的な自治を構想することが、報告者のいう研究者の価値的志向ということになるとすれば、社会関係の経済的・政治的側面をこえて、住民の主体性が問題とされねばならないことはいうまでもない。しかしそれは、松下圭一氏の言う規範概念としての「市民」や、古典的な意味での小ブルジョアなどとは同列にして論じることはできないだろうし、そこに主体性を問題にすることのむずかしさがあるのだろう。

自治の中身とは別に、自治の範域としての制度上の問題があるが、今回の研究会ではそれに触れられなかつた。それについて報告者は、今後の亀田郷調査において自治体問題も予定したいということであった。